

## 国士舘大学教育後援会「部活動特技」奨学生規程

(目的)

第1条 この規程は、国士舘大学教育後援会会則第4条第2号に基づき、国士舘の建学の精神に賛同し、本学のブランドを高める逸材の特技を有し、部活動に特別優れた能力を発揮する、今後活躍が期待できる学生の育成を大学と協力して支援することを目的とする。

(奨学生の資格基準)

第2条 この規程により「部活動特技」奨学生の支給を受ける学生（以下「特技奨学生」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 入学が許可された学生の学費負担者が本会会員であること。
- (2) 自己の特技を伸ばす志しと叶える意欲があり、本学の名声を高めると認められる者
- (3) 人物が優秀で成業（卒業）の見込みのある心身健康な学生
- (4) 国士舘大学長、学生部長等の推薦のある者で、次の資格基準による。
  - ㊸スポーツ分野：全国トップレベルの実績をもち、入学後、本学で競技を継続できる者
  - ㊹その他の分野：特出した能力、特技をもち、部活動により本学の発展に寄与できる者

(給付金額等)

第3条 給付する特技奨学金は、次のとおりとする。

- ㊸スポーツ分野は、月あたり10万円の部活動維持充実支援金を給付する。
- ㊹その他の分野は、入学金相当額を給付する。
- 2 前項の給付する金額は、幹事役員会が認めた場合、増減することができる。
- 3 給付方法は、本教育後援会が給付金額を学校法人国士舘を通して本人へ支払う。

(特技奨学生の採用人数)

第4条 特技奨学生の採用人数は、各年度の予算内を原則に、スポーツ分野は1名、その他の分野は若干名とする。

(給付期間)

第5条 特技奨学金を給付する期間は、次のとおりとする。

- ㊸スポーツ分野は、原則4年間継続とし、1年毎に継続審査を行う。
- ㊹その他の分野は、入学時とする。ただし、特別な事情により変更することができる。

(選考)

第6条 特技奨学生の選考は、国士舘スポーツプロモーションセンター長、または国士舘大学学長等の特別推薦に基づき、必要に応じ行う。

- 2 特技奨学生選考及び適格審査のため、会長、副会長、幹事長及び監事で構成する選考委員会を置く。
- 3 会長は、特技奨学生選考委員会の議を経て、幹事役員会に諮る。
- 4 やむを得ない事情、または不測の事態が生じた場合には、前項にかかわらず資格、選考、

及び給付額等について、教育後援会会長は弾力的に運用することができる。

(申請手続き)

第7条 本奨学金の給付を希望する場合は、次の各号に掲げる所定の申請書類により、前年度3月末または当年度4月末までに、定められた大学担当部署を経て教育後援会事務局へ提出しなければならない。

- (1) 申請書・学長等推薦書(様式第1号)
- (2) 成績または実績を証明する文書
- (3) その他教育後援会会長が必要と認めた書類

(奨学金の併用)

第8条 特技奨学生は、他の奨学金制度又はこれに準ずるものとの併用を妨げない。

(決定)

第9条 特技奨学生は、教育後援会幹事役員会の議を経て、教育後援会会長が決定する。

2 前項により決定した特技奨学生は、所定の期日までに誓約書(様式第2号)を提出しなければならない。

(資格の喪失)

第10条 特技奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、その資格を喪失する。

- (1) 傷病その他の理由により部活動の継続ができないとき
- (2) 休学、除籍、退学または懲戒処分を受けたとき
- (3) 部に所属しなくなった場合、あるいは部活動への参加状況等に問題があるとき
- (4) 申請書類への虚偽申告等の不正の事実が判明したとき
- (5) その他特技奨学生としてふさわしくない行為をしたとき

2 前項の第3号に該当し、資格喪失(給付停止)となった学生が、その後、部へ復帰または参加状況等に改善著しい場合、選考委員会の議を経て、再び奨学金を給付することがある。

(奨学金の返還)

第11条 前条により特技奨学生の資格を喪失したとき、同条第2号、第3号、第4条、第5号に該当する学生は、すでに給付された給付奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、第2号及び第3号該当者のうち、やむを得ざる病気、怪我等の理由で休学、部に所属できなくなった場合は返還を免除することがある。

(事務の所掌)

第12条 この規程に関する事務は、国土舘大学教育後援事務局が所掌する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、幹事役員会の議を経て、教育後援会会長が行う。

附 則

この規程は、令和6年2月17日から施行する。